

月	令和元年 在度事業計画書
1	健運事業及び協理事会
2	校区社会協議会
3	校区社会協議会
4	校区社会協議会
5	校区社会協議会
6	校区社会協議会
7	校区社会協議会
8	校区社会協議会
9	校区社会協議会
10	校区社会協議会
11	校区社会協議会
12	校区社会協議会
1	校区社会協議会
2	校区社会協議会
3	校区社会協議会

力をお願いします。

今年も「社協だより」をお届けすることができます。校区社協へのなお一層のご理解・ご協力をお願いします。

つた盛り上がりが羨ましくもあります。郷土と一緒にないでください

この「社協だより」発行には鹿児島市
一 共同募金からの助成一
二 社会福祉協議会をとおして「赤い羽根共同募金」
の助成金を受けております。

さて翻つて我が吉田校区はどうでしょ。何
か忘れてはいないでしょうか。
明治初年の藩籍奉還の時、島津家第十二代当主島津忠治公の菩提寺「津友寺」の寺地及び御持山「松尾城」を藩公より学校に賜る。とあります。この莫大な財産が吉田校区の区有財産となり、後の「校区財団法人授学会」の原資になつたのです。学校運営や施設の充実発展に大きく貢献してきました。「津友寺」の財産のお陰といつても過言でないと思ひます。跡地(墓地)を訪れてみました。残念ながら、忠治公の墓石も草に覆われて見えなくなつてしましました。(終元力)

ついに先日の南日本新聞に、「岐阜県から一曾我どんの傘焼きに使つてください。」と、率不充足を聞きました。昔の恩返しといふ記事が載つていて、昔の傘焼きが送られてきたといふことです。それは今から二百六十年以上まえ、日本有数の穀倉地帯「濃尾平野」は川の氾濫が頻発して、農民達が大変苦しんでいました。そこで幕府は、我が薩摩藩にその川普請を命じたのです。いわゆるあるあの苦難の「木曽川治水工事」です。工事には想像以上で、莫大な費用と犠牲者も八十余名になりました。儀性になつた藩士たちのことにより自刃しました。總奉行の平田朝負はその責任をとるためにものぼり、薩摩藩にその川普請を命じたのです。工事は鹿児島市城山の北麓に義士集合碑があります。美しい神社を建立して、今なお偉業を感じて語り継いでいるそうです。それがが縁で両県は姉妹盟約を結び様々な交流や助け合いを続けてきました。この度の「曾我どんの傘焼き」用の傘の贈贈でした。

まかせ

平成三十一年七月十七日 竹内堅二 様
三十一年七月十七日 船脇紀子 様
三十一年八月三十一日 井上春江 様
三十一年三月十五日 徳丸哲弘 様

故人のご冥福をお祈りいたしました。寄付を頂いた方に心よりお礼申しあげます。校区社協ではお気持ちを必ず福祉活動に活かせます。どのようにいたします。(木場田国昭)

平成三十年度、左記の方々より多額の香典

【香典返し等ご寄付のお礼】

住宅改修・改造等の 支給対象工事		対象者と支給要件
介護保険の住宅改修	手すりの取付 手段差解消 引戸などへの変更 洋式便器などに変更 新築、増築、交換は対象外	要支援～要介護5 住民票のある住宅 住宅改修理由書 申請から決定まで 7～10日程度
既存の居室、浴室 洗面所、台所、トイレ 玄関、廊下などの改 造設備、及び構造の改 新築、による補修したものは 増築、老朽既成	既存の居室、浴室 洗面所、台所、トイレ 玄関、廊下などの改 造設備、及び構造の改 新築、による補修したものは 増築、老朽既成	要介護5の認定者がいる世帯で同居する員の前年課税所得額が330万以下 申請後決定まで約ヶ月 市税の滞納が有れば対象外

THE JOURNAL OF CLIMATE

住宅改修・改造等の助成			
支給対象工事	対象者と支給要件	支給額と限度額等	
介護保険の住宅改修	手すりの取付 手段差解消 引き戸などへの変更 洋式便器に変更 新築、増築、交換は対象外	要支援～要介護5 住民票のある住宅 住宅改修理由書 申請から決定まで 7～10日程度	20万円を上限 改修費用の7割～ 9割程度
鹿児島市の住宅改修	既存の居室、浴室 洗面所、台所、トイレ 玄関、廊下などの 設備及び構造の改 新築、増築、老朽既 に着工したもの 対象外	要介護5の認定者が いる世帯で同居者全 員の前年課税所得金 額が330万以下 申請後決定まで約1 ヶ月 市税の滞納が有れば 対象外	1回の改造につき 100万円が上限 対象経費の2／3 (66万6千円が上 限) 本制度と介護保険の 併用も可能

健康長寿とは、自立して日常生活が送れる期間をいいます。健常長寿とは、自立して日常生活が送れる期間をいいますが、二〇十六年の調査では、健常寿命は、男性が七十一歳、女性が七十四・八歳となつております。平均寿命との差が男性で八・八歳、女性で十二・四歳となつています。この差の原因が介護を受けたり寝たきりになつている状態で、「健康で長生きが理想」として平均寿命との差をでくるだけ聞くことを誰もが願つてゐる。

第11号
社協だより

「迷惑」を分担して住み良い地域に

「迷惑」を分担して住み良い地域に

卷之三十一

社令

吉会福音和元

社説なり

七
月
三
日

卷之三